

⑥令和6年度 物流改善支援事業 募集実施要領(個別)

阪神国際港湾株式会社

1. 目的

本事業は、近年急速に関心が高まるトラックドライバー不足や2024年問題、環境負荷低減など物流を取り巻く様々な問題に対し、利用港転換やモーダルシフト、コンテナラウンドユースといった物流改善の取組みを支援することにより、強靱なサプライチェーンの構築を促し、阪神港の貨物維持や集貨を促進させることを目的に実施するものです。

2. 委託事業内容

(1) 対象事業

i 【他港利用からの転換支援事業】

国内他港を利用して輸出入していた外貨実入コンテナについて、新たに阪神港を利用した輸出入に転換する事業。ただし、阪神港内での転換（大阪港から神戸港及び神戸港から大阪港の転換）及び、仕出地、仕向地が韓国の港である貨物または、韓国の港でトランシップされる貨物は対象外となります。

ii 【モーダルシフト支援事業】

国内輸送の全経路において貨物自動車による陸上輸送等を行っていた外貨実入コンテナについて、鉄道輸送又は船舶を利用した海上輸送へ輸送モードの転換を実施することにより、阪神港で輸出入する以下の事業。

転換前 ※阪神港の利用有無を問わない。

- ・外貨実入コンテナの国内輸送において全経路を貨物自動車により陸上輸送していた事業 等

転換後 ※阪神港を利用する場合に限る。

- ・阪神港を利用して輸出入を行い、国内輸送において船舶（内航船・フェリー・はしけ等）により海上輸送する事業
- ・阪神港を利用して輸出入を行い、国内輸送において鉄道により陸上輸送する事業

iii 【コンテナラウンドユース支援事業】

阪神港で輸出入する外貨実入コンテナの国内輸送について、空コンテナの輸送効率化を図るため、コンテナラウンドユースを新たに開始し、実施後の空コンテナの輸送距離が実施前の1/2以下とな

る以下の事業。

実施前 ※阪神港の利用有無を問わない。

- ・コンテナターミナルから搬出した輸入実入コンテナをデバンニング後、空コンテナを船社が指定するバンプールに返却していた事業
- ・船社が指定するバンプールから空コンテナを引取り、バンニングし輸出実入コンテナをコンテナターミナルに搬入、輸出していた事業

実施後 ※阪神港を利用する場合に限る。

- ・阪神港での輸出入に関して、バンプールを活用した空コンテナの返却若しくは引取を実施することなくコンテナラウンドユースを行う事業

※ i、ii、iii各事業間で同一の貨物について、重複して応募することは出来ません。

当事業の委託対象となる貨物は阪神港で外国貿易船に積み卸しされる必要があります。また、阪神港において対象期間内に20TEU以上（ただし、令和6年12月から開始する事業は15TEU以上、令和7年1月から開始する事業は10TEU以上、令和7年2月から開始する事業は5TEU以上）輸出入を実施する必要があります。

委託事業終了後から1年以上の継続が見込まれる事業であることが必要です。継続状況について、委託事業終了後に当社より確認をさせていただく場合があります。

なお、ii モーダルシフト支援事業、iii コンテナラウンドユース支援事業の転換事例はP5～P7の参考をご覧ください。

i、ii、iiiの全てについて、令和6年4月1日以降に開始する事業かつ、当社が原則毎月一回開催する審査会において、承認があった日が属する月の1日以降に開始する事業のみが対象となります。ただし、令和6年6月末日までに審査会にて承認された事業に関しては、令和6年4月1日以降に開始する事業が対象となります。（それ以前に開始した事業は、対象となりません。）応募を希望する場合は、当社までお問い合わせのうえ、応募スケジュールを確認してください。詳しくは、募集実施要領（共通事項）をご確認ください。

(2) 委託対象者

i 【他港利用からの転換支援事業】、ii 【モーダルシフト支援事業】

事業対象となるコンテナ貨物の輸送について、当該コンテナ貨物の輸送業務を依頼する「輸送依頼者」と輸送業務を受託する「輸送事業者」による共同提案を条件とします。

「輸送依頼者」：輸送事業者コンテナ輸送に関する業務を依頼した者（実荷主、フォワーダー等）

「輸送事業者」：輸送依頼者からコンテナ輸送に関する業務を受託し、当該輸送に関わる者（フォワーダー、倉庫事業者、通関事業者、ドレージ事業者等）

※輸送事業者は、法令に基づいた輸送事業等にかかる免許・資格を有する事

※「輸送依頼者」と「輸送事業者」は共同で責任を持って事業計画提案書を策定し、貨物の内容やその量、輸送計画について相互に合意されていなければなりません。

なお、共同提案において、2社はそれぞれ別の法人格を有することが必要です。

iii 【コンテナラウンドユース支援事業】

㊦ 実荷主からの単独提案

※輸入を行う実荷主と輸出を行う実荷主はそれぞれ申請ができます。

㊧ CRUの実施に向けて調整を行うフォワーダーからの単独提案

※輸入を行うフォワーダーと輸出を行うフォワーダーはそれぞれ申請ができます。

㊨ 陸上貨物運送事業者からの単独提案

※1ラウンド間を輸送する事業者への支援となります。

同一貨物について、㊦、㊧、㊨全ての事業者から申請があった場合においても、それぞれ事業対象となります。

(3) 委託内容

当社と提案事業者との間で協議のうえ、合意された業務について委託します。

業務委託料については、下記の目安となる単価をもとに決定します。

○目安となる単価

i 【他港利用からの転換支援事業】：1 TEUあたり 20,000 円

ii 【モーダルシフト支援事業】：1 TEUあたり 5,000 円

iii 【コンテナラウンドユース支援事業】：

㊦ 1 TEUあたり 1,500 円

㊧ 1 TEUあたり 1,500 円

㊨ 1往復（1ラウンド）・1 TEUあたり 3,000 円

ただし、対象期間における実績が本要領に定める数量に満たない場合、または委託期間内において同事業が終了した場合は、当該事業にかかる業務委託契約を解除または変更のうえ、業務委託料をお支払いができませんので、ご留意下さい。

また、i、ii、iii全てについて、業務委託料の対象となる貨物量の上限は1提案あたりそれぞれ1,000TEUとします。

(4) 提出書類

・事業計画の提案時

① 事業計画提案書（様式1-⑥物流改善支援事業_他港転換兼⑧日本諸港利用促進事業）

② 代表事業者の会社概要（様式2共通）

③ 当社指定様式による確認書等

i-① 【他港利用からの転換支援事業】国内他港からの転換貨物に関する確認書

④その他提案内容の確認のため当社が必要と認める資料

(例) i 【他港利用からの転換支援事業】 転換以前の港で輸出入されていたことが分かる資料（BL等）及び一覧表（一覧表の記載方法については、お問い合わせください。）

ii 【モーダルシフト支援事業】 転換以前に貨物自動車で陸送されていたことが分かる資料等

当事業へ応募を希望する場合は、下記お問い合わせ窓口までお電話でご連絡ください。当社より応募の流れをご説明させていただきます。上記①～④の資料を電子メールに添付して提出の上、内容に不備等がないことを当社担当者が確認し、提出期日までに受理（当社からの電子メールでの連絡をもって受理されたものとします）される必要がございます。提出期日までに受理されなかった場合は、翌月以降に開催する審査会での審査となります。なお、審査会における承認後に事業を開始いただく必要がありますので、余裕をもって申請してください。

・月次報告時

- ① 貨物の取扱実績を確認できる月報
- ② その他貨物の取扱実績の確認のため当社が必要と認める資料
(例) i 【他港利用からの転換支援事業】対象のコンテナが阪神港で輸出入されたことが分かる資料 (BL 等)
ii 【モーダルシフト支援事業】輸送形態転換後の手段で輸送されたことが分かる資料 (フェリー、内航船社、鉄道事業者等からの請求書等)
iii 【コンテナラウンドユース支援事業】コンテナがラウンドユースされていることが分かる資料 (船社 HP 等でトラッキングした URL、ドレージ事業者からの請求書等)

・事業完了時

- ① 事業実績報告書 (様式 3-⑥物流改善支援事業_他港転換兼⑧日本諸港利用促進事業)
- ② その他事業実績の確認のため当社が必要と認める資料

なお、提案にかかる各種様式については当社までお問い合わせください。

※応募方法等は「募集実施要領(共通事項)」をご参照ください。

以上

【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社

神戸市中央区御幸通 8 丁目 1 番 6 号 神戸国際会館 20 階

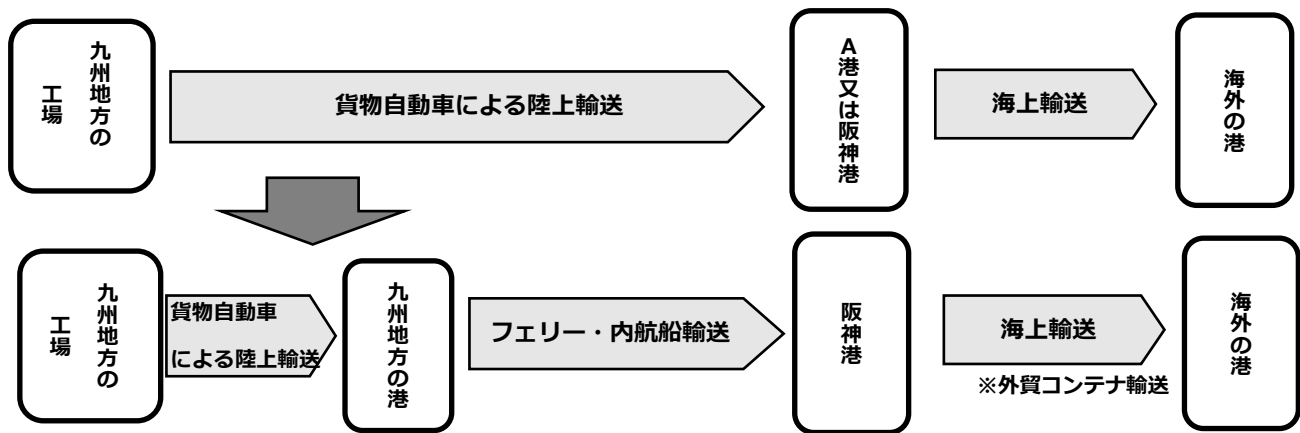
営業部 営業課 ☎078-855-3206 (直通)

ホームページ <https://hanshinport.co.jp/>

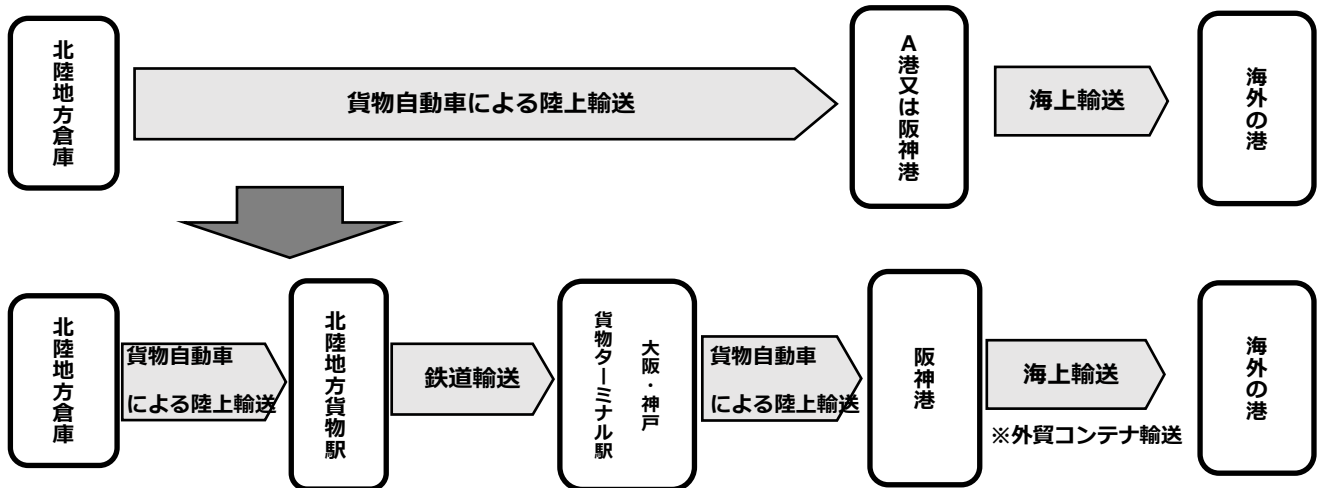
E-mail senryaku@hanshinport.co.jp

① <参考> ii モーダルシフト支援事業の例 ※輸出、輸入どちらも対象です。

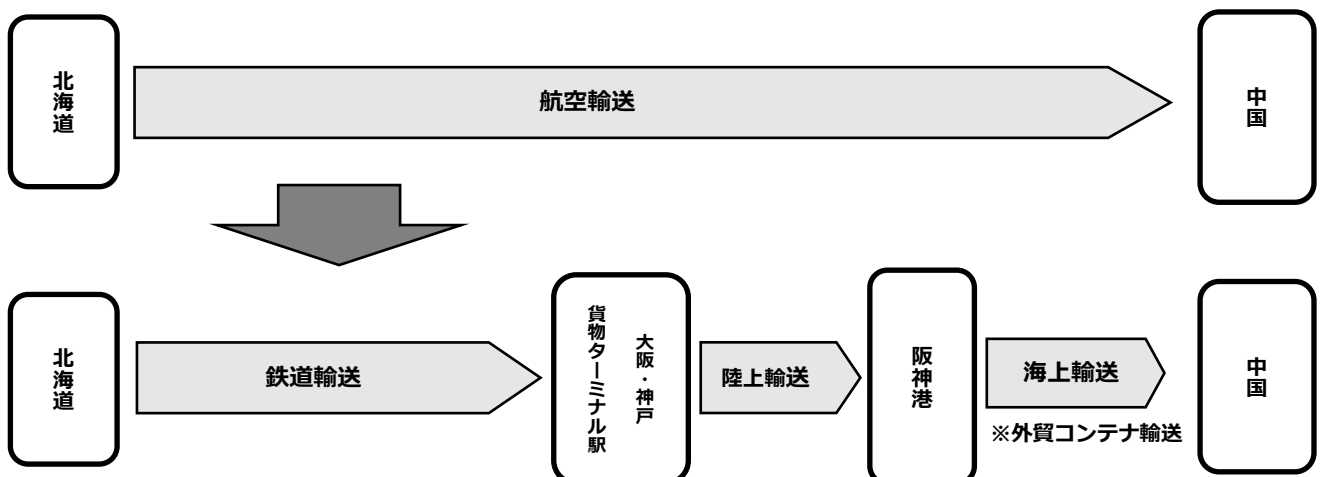
フェリー・内航船を利用する例



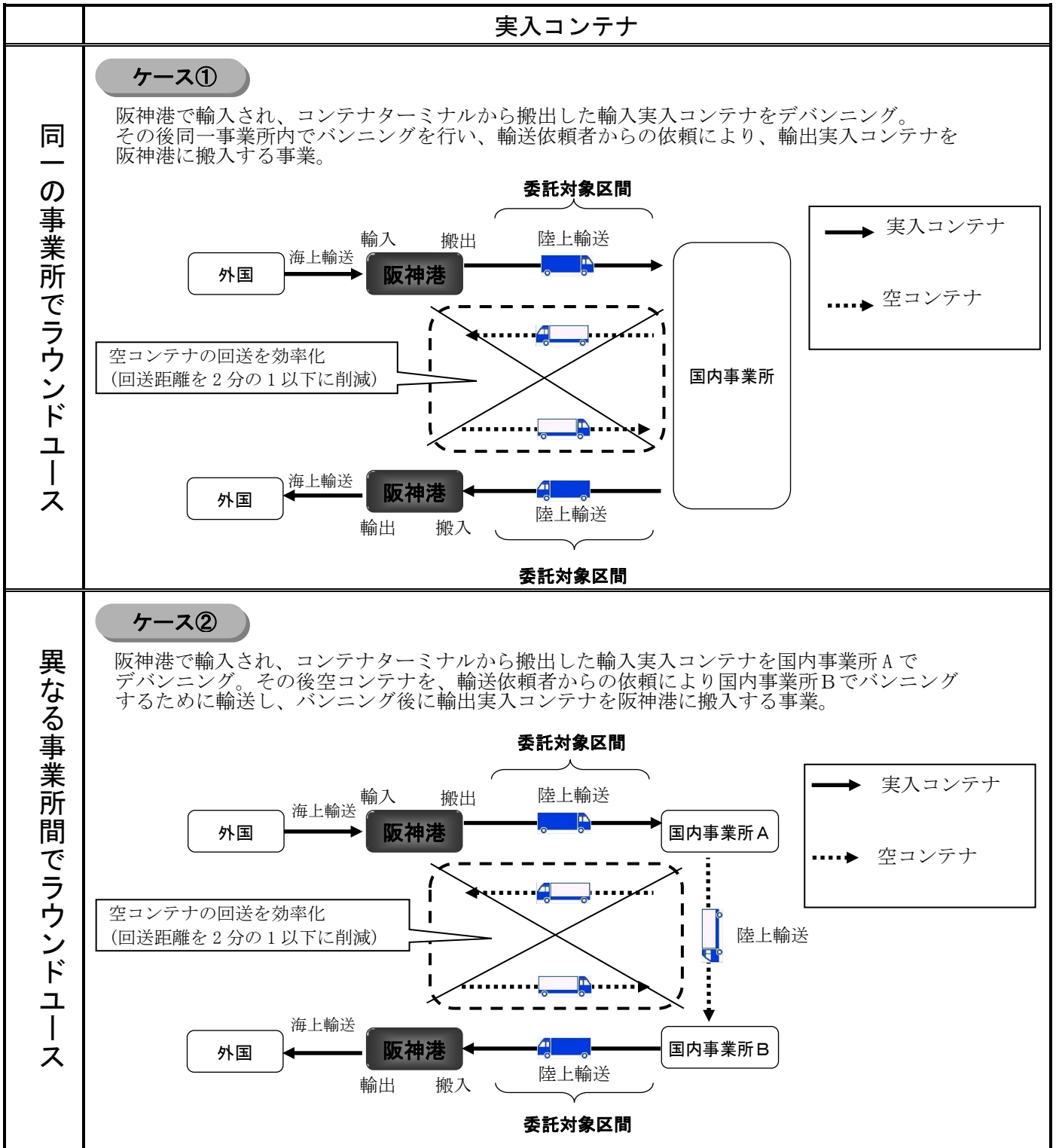
鉄道輸送を利用する例①



鉄道輸送を利用する例②



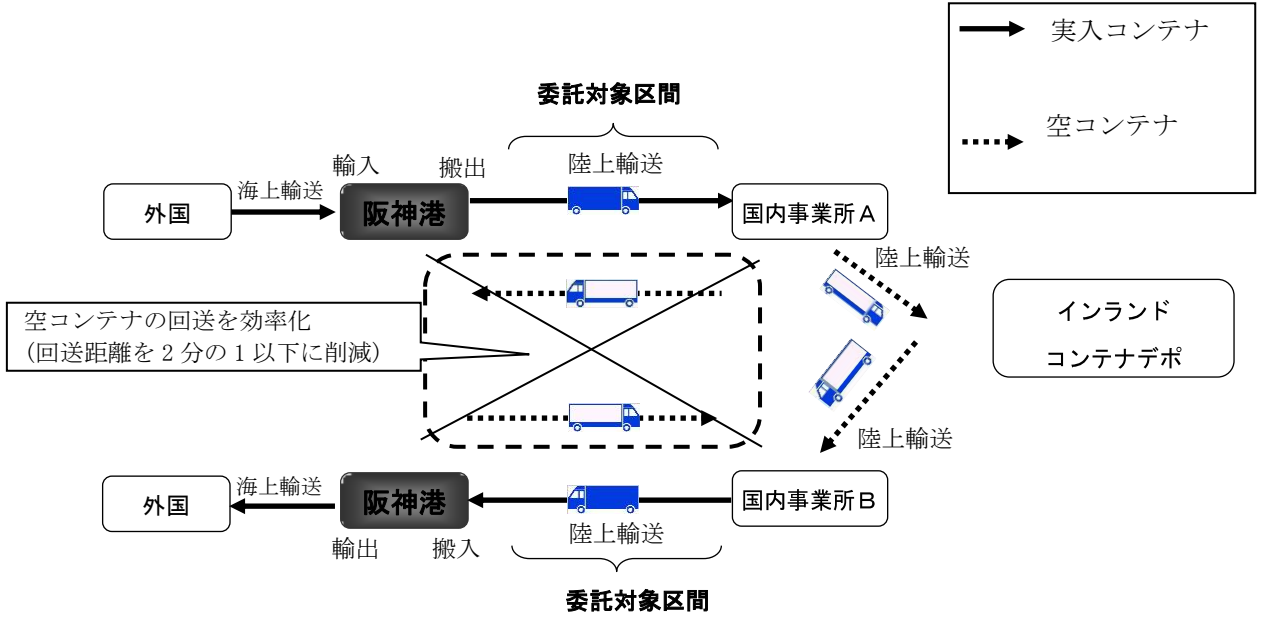
② <参考> iii コンテナラウンドユース支援事業の例



実入コンテナ（インランドコンテナデポ搬出入分は空コンテナ）

ケース③

阪神港で輸入され、コンテナターミナルから搬出した輸入実入コンテナを国内事業所 A でデバンニング。その後、空コンテナをインランドコンテナデポに輸送する事業。
 または、インランドコンテナデポから搬出した空コンテナを国内事業所 B でバンニングするために輸送し、バンニング後に輸出実入コンテナを阪神港に搬入する事業。



インランドコンテナデポを利用したラウンドユース